

明治大学大学院農学研究科

博士学位取得のためのガイドライン

課程博士

【本研究科で授与する学位】

農芸化学専攻	博士（農学）	Doctor of Philosophy
農学専攻	博士（農学）	Doctor of Philosophy
農業経済学専攻	博士（農学）	Doctor of Philosophy
生命科学専攻	博士（農学）	Doctor of Philosophy

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該修業年限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

- (2) 博士前期課程又は修士課程を1年で修了した者にあつては、本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会の議を経て、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

- (3) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、博士後期課程入学年度から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

- (1) 特別演習12単位を修得していること。
- (2) 特別研究12単位を修得していること。
- (3) 指導教員による研究指導を受け、学位請求論文を提出する。

研究業績

学会誌水準の論文2編以上（うち学位論文に関連し、請求者を筆頭著者とするもの1編以上）が公表されているか、掲載が受理されていること。

※掲載が受理されている論文については、その証明となるものを添付すること。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ている者とする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

大学院担当教員の研究室に所属して、各々の専門分野の研究活動に関する研究指導を受ける。

大学院学生は、膨大な時間とエネルギーを調査・実験に費やして研究データの収集・解析などの一連の研究活動を行い、学会等に研究成果を報告する。さらに、学術誌に論文を投稿して厳正な査読審査を経験することにより、専門分野の研究者として独り立ちできる素養と能力を身につけてゆく。

1 年次

春学期のはじめに具体的な研究テーマを指導教員と相談し、文献調査等を行って研究の背景に関する情報を収集するとともに研究計画を立てる。研究計画およびその進捗を研究室あるいは専攻で定期的に発表し、得られた助言等を研究にフィードバックする。

2 年次

研究を継続してデータを蓄積するとともに、データの解析と考察を行って研究成果を取りまとめ、学会およびシンポジウム等で成果の報告を行う。さらに、専門の学術誌に論文を投稿し、査読審査を経験するなど、研究成果の発信に努める。

3 年次

研究を継続して博士論文のとりまとめに必要なデータを収集・解析する。学会・シンポジウムおよび専門の学術誌に研究成果を発表し、研究者としての実績を蓄積する。春学期に提示する博士学位請求論文作成・提出要領に基づき、論文の内容、構成、指導教員への事前原稿提出のスケジュールについて指導を受けた後、論文を執筆する。

【博士論文に求められる要件】

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、本研究科の博士論文として相応の質・量、内容・水準を備え、以下の点に留意したものでなければならない。

- (1) 論文の独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 論文の体系性
- (4) 先行研究の調査
- (5) 理論的分析・実証的分析
- (6) 論旨・主張の統合性と一貫性
- (7) 形式的要件

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類 ※各種様式は、明治大学大学院ホームページ「博士学位関係様式」よりダウンロードすること。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 学位請求論文 | 【見本 1 (参考)】 |
| (2) 論文要旨 (4000 字程度) | 【見本 2】 |
| (3) 学位請求書 (本学所定様式) | 【本学所定様式：見本 3】 |

指導教員の署名を得たうえで、スキャンデータを提出すること。

論文題名は邦文には英文訳を、欧文には邦文訳を付すこと。

(欧文が英文以外の場合、英文訳も付すこと。)

- (4) 履歴書（本学所定様式） 【本学所定様式：見本4】
暦年は西暦表記とする。
- (5) 業績書（本学所定様式） 【本学所定様式：見本5】
暦年は西暦表記とする。
- (6) 明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書 【見本6－1、6－2】
- (7) 博士論文のインターネット公表留保申請書（該当者） 【見本7】

(注)研究科が定める所定の日時まで、提出書類をPDFデータで提出しなければならない。

提出期日等

- (1) 提出期日：9月修了希望者、5月
3月修了希望者、12月
(詳細なスケジュールは、毎年度研究科委員会で承認後に提示する。)
- (2) 提出先：農学部事務室大学院担当
- (3) 審査手数料：不要

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であるとの判断をした場合に、論文を提出することができる。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、申請資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、論文の審査とともに、公開研究発表会、面接試問により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ投票により合否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程 第22条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。